

盗難通帳・偽造印鑑等による預金の不正な払出しや、いわゆるヤミ金融業者等による預金口座への不正な振込請求といった事件が発生しています。お客さまにおかれましても、そうした被害に遭われぬよう、十分にご注意ください。

通帳や印鑑は 大丈夫ですか？

- 通帳や印鑑はもちろんのこと、キャッシュカードやご本人であることを示す各種資料（運転免許証・パスポート等）についても、別々にかつ厳重に保管されるようお願いします。
- 万一、通帳、印鑑、キャッシュカードのいずれか一つでも紛失された場合には、直ちにお取引銀行にご連絡ください。たとえば、通帳のみを紛失された場合であっても、印影から印鑑が偽造されるおそれがありますので、ご注意ください。

身に覚えのない 請求はありませんか？

- ヤミ金融業者等による法外・強引な返済請求や、身に覚えのない請求があった場合には、安易に振込等を行わないようご注意ください。
- 不審に思われるような場合には、最寄りの警察、財務局、都道府県の相談窓口等にご相談ください。

金融機関では、口座の開設等にあたり、法律の定めに従ったご本人の確認をさせていただいておりますが、盗難通帳・偽造印鑑等による預金の不正な払出しや口座の不正利用を防止するため、預金のお支払い時等に改めてご本人の確認をさせていただくことや、口座のご利用目的等をお伺いすることがございますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。